

## 通所リハビリテーション

要介護1～5

## ○基本サービス費

## 【通常規模型】

単位：円

	(1日あたり) 利用時間	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上
		2時間未満	3時間未満	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満
要介護1	1割負担	369	383	486	553	622	715	762
	2割負担	738	766	972	1106	1244	1430	1524
	3割負担	1107	1149	1458	1659	1866	2145	2286
要介護2	1割負担	398	439	565	642	738	850	903
	2割負担	796	878	1130	1284	1476	1700	1806
	3割負担	1194	1317	1695	1926	2214	2550	2709
要介護3	1割負担	429	498	643	730	852	981	1046
	2割負担	858	996	1286	1460	1704	1962	2092
	3割負担	1287	1494	1929	2190	2556	2943	3138
要介護4	1割負担	458	555	743	844	987	1137	1215
	2割負担	916	1110	1486	1688	1974	2274	2430
	3割負担	1374	1665	2229	2532	2961	3411	3645
要介護5	1割負担	491	612	842	957	1120	1290	1379
	2割負担	982	1224	1684	1914	2240	2580	2758
	3割負担	1473	1836	2526	2871	3360	3870	4137

## 【大規模型】

	(1日あたり) 利用時間	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上
		2時間未満	3時間未満	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満
要介護1	1割負担	357	372	470	525	584	675	714
	2割負担	714	744	940	1050	1168	1350	1428
	3割負担	1071	1116	1410	1575	1752	2025	2142
要介護2	1割負担	388	427	547	611	692	802	847
	2割負担	776	854	1094	1222	1384	1604	1694
	3割負担	1164	1281	1641	1833	2076	2406	2541
要介護3	1割負担	415	482	623	696	800	926	983
	2割負担	830	964	1246	1392	1600	1852	1966
	3割負担	1245	1446	1869	2088	2400	2778	2949
要介護4	1割負担	445	536	719	805	929	1077	1140
	2割負担	890	1072	1438	1610	1858	2154	2280
	3割負担	1335	1608	2157	2415	2787	3231	3420
要介護5	1割負担	475	591	816	912	1053	1224	1300
	2割負担	950	1182	1632	1824	2106	2448	2600
	3割負担	1425	1773	2448	2736	3159	3672	3900

※大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす場合、通常規模型と同等の基本サービス費が算定されます。

- i) リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていること。
- ii) リハビリテーション専門職員の配置が10：1以上であること。

## ○加算サービス費

算定対象時間が8時間以上となった場合		8時間以上9時間未満		50/日
		9時間以上10時間未満		100/日
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合				(基本+加算) × 3%
基準を超えた専従常勤PT等を2名以上配置している(理学療法士等体制強化)				30/日
通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合				(基本+加算) × 5%
リハビリテーション 提供体制加算	利用者25人に対し、常時、理学療法士等を1名配置		3時間以上4時間未満	12/日
			4時間以上5時間未満	16/日
			5時間以上6時間未満	20/日
			6時間以上7時間未満	24/日
			7時間以上	28/日
入浴介助	(I)	適切に行う人数設備を有する		40/日
	(II)	(I)に加え、居宅における入浴動作、環境の評価等		60/日
リハビリテーション マネジメント	イ	リハビリ会議開催	開始日から6月以内	560/月
		PT等が利用者に説明	開始日から6月超	240/月
	ロ	イに加え、リハビリ計画を国へ提出	開始日から6月以内	593/月
			開始日から6月超	273/月
	ハ	栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っている	開始日から6月以内	793/月
		開始日から6月超	473/月	
		事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合、上記に加え加算		270/月
短期集中個別リハビリ実施加算		退院日又は認定日から起算3月以内に集中リハビリを実施		110/日
認知症短期集中リハビリ実施加算	(I)	認知症の利用者に20分以上の		240/日
	(II)	(I)の内容で1月に4回以上のリハビリ		1,920/月
生活行為向上リハビリ実施加算		研修を受けた職員によるリハビリ	開始日から6月以内	1,250/月
若年性認知症利用者受入加算	個別に担当者を決めサービスを提供			60/日
栄養アセスメント加算	多職種でアセスメント実施。家族に結果を説明し、情報を国へ提出			50/月
栄養改善加算	改善が必要と認められる者にサービス提供し、必要に応じ居宅訪問			200/回
口腔・栄養 スクリーニング加算	(I)	利用開始時及び6月ごとに口腔の状態を確認しケアマネに提出		20/月
	(II)	栄養改善加算等を算定し口腔の状態を確認しケアマネに提供		5/月
口腔機能向上加算	(I)	口腔機能が低下している利用者に多職種共同で指導計画書作成		150/回
	(II)イ	(I)に加え、口腔機能改善管理指導計画を国へ提出	リハマネ加算している	155/回
	(II)ロ		(ハ)を算定していない	160/回
重症療養加算	要介護3.4.5で手厚い医療が必要な場合			100/日
中重度者ケア体制加算	要介護3以上の占める割合が30%以上で、専従の看護職員配置			20/日
科学的介護推進体制加算	利用者の情報を国に提出し、フィードバックによる改善を行う			40/月
事業所と同一建物に居住する者に通所リハを行う場合、又は事業所が送迎を行っていない場合				-94/日
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)				-47/日
退所時共同指導加算	病院等を退院後、初回利用日の前に退院時共同指導を行う			600/回
移行支援加算	リハビリ終了者が通所介護等の事業へ移行した割合を評価			12/日
サービス提供体制 強化加算	(I)	介護福祉士を70%以上配置		22/日
	(II)	介護福祉士を50%以上配置		18/日
介護職員等処遇改善加算	(I)	介護職員の処遇、賃金等を改善		(基本+加算) × 8.6%

# 介護予防通所リハビリテーション

要支援1、2

## ○基本サービス費

(1ヶ月あたり)		
要支援 1	1割負担	2,268
	2割負担	4,536
	3割負担	6,804

(1ヶ月あたり)		
要支援 2	1割負担	4,228
	2割負担	8,456
	3割負担	12,684

## ○加算サービス費

通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合		(基本+加算) × 5%
生活行為向上リハビリ実施加算	研修を受けた職員によるリハビリ 開始日から6月以内	562/月
若年性認知症利用者受入加算	個別に担当者を決めサービスを提供	240/月
事業所と同一建物に居住する者に予防通所リハを行う場合、 又は事業所が送迎を行っていない場合	要支援 1	-376/月
	要支援 2	-752/月
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用し、3月に1回以上リハビリ会議を開催しリハビリ計画の見直しを行っていない場合	要支援 1	-120/月
	要支援 2	-240/月
退所時共同指導加算	病院等を退院後、初回利用日の前に退院時共同指導を行う	600/回
栄養アセスメント加算	多職種でアセスメント実施。家族に結果を説明し、情報を国へ提出	50/月
栄養改善加算	改善が必要と認められる者にサービス提供し、必要に応じ居宅訪問	200/月
口腔・栄養 スクリーニング加算	(Ⅰ) 利用開始時及び6月ごとに口腔の状態を確認しケアマネに提出	20/月
	(Ⅱ) 栄養改善加算等を算定し口腔の状態を確認しケアマネに提供	5/月
口腔機能向上加算	(Ⅰ) 口腔機能が低下している利用者にも職種共同で指導計画書作成	150/月
	(Ⅱ) (Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画を国へ提出	160/月
一体的サービス提供加算	栄養改善及び口腔機能向上	480/月
科学的介護推進体制加算	利用者の情報を国へ提出し、フィードバックによる改善を行う	40/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	要支援 1	88/月
	要支援 2	176/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	要支援 1	72/月
	要支援 2	144/月
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	(Ⅰ) 介護職員の処遇、賃金等を改善	(基本+加算) × 8.6%